

一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

改訂版

令和4年3月

下 野 市

第1編 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

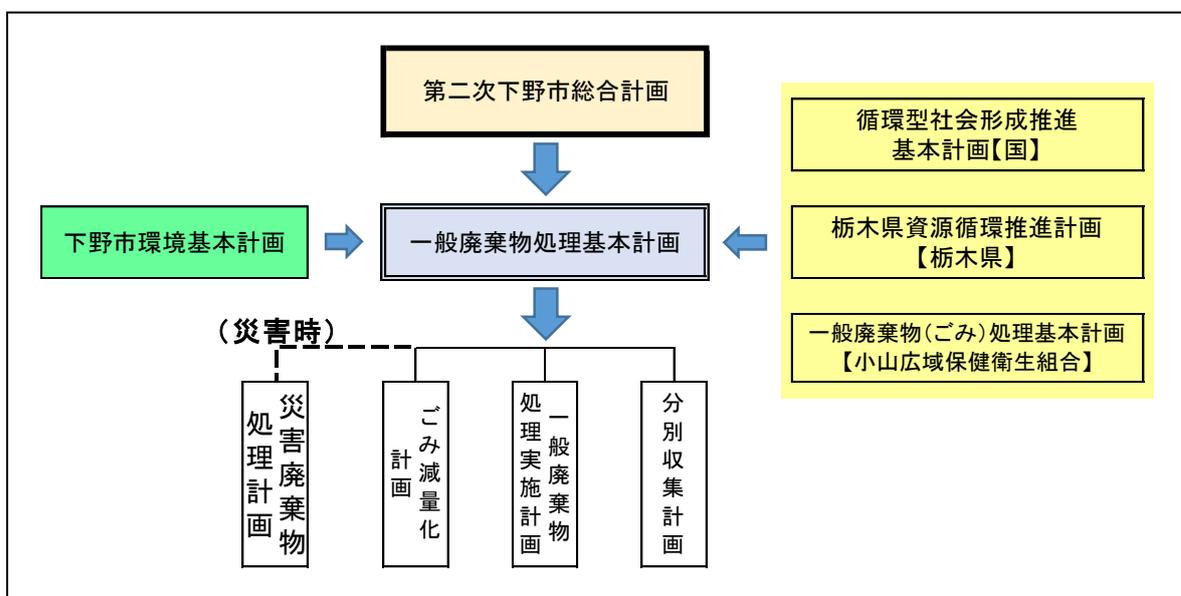
本市では、平成 29 年 3 月に策定した「下野市一般廃棄物処理本計画」（以後、「本計画」という。）で、「3Rと適正なごみ処理の推進による快適な地域環境の創造」を基本理念としてごみの減量化・資源化等の取組みを進めてきました。循環型社会の構築のためには、継続したごみ減量化や資源化の取組みが必要です。

そのため、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化・資源化、適正処理・処分を推進するとともに、生活排水の適切な処理により水質汚濁の防止を図ることを目的に策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、第二次下野市総合計画を上位計画として、一般廃棄物行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示すものであり、本市の一般廃棄物行政における最上位の計画に位置づけられ、一般廃棄物処理の基本方針となるものです。策定に際しては上位計画や関連計画と整合を図るものとします。

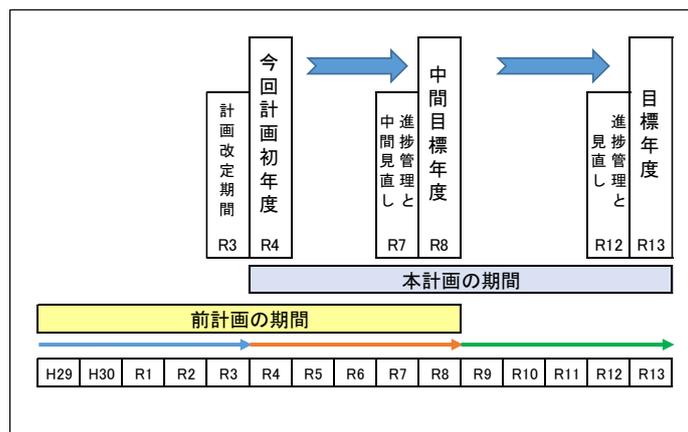
また、ごみ減量化計画、一般廃棄物処理実施計画、分別収集計画、災害時に発生した災害ごみの処理方針を定めた災害廃棄物処理計画等の本市の廃棄物処理に係る諸計画は、本計画を踏まえて策定することになります。



3. 計画の期間

本計画は、令和 4 年度を初年度、令和 13 年度を目標年度とする 10 年間を計画期間とし、5 年後の令和 8 年度を中間目標年度とします。

なお、上位計画、関連計画・法令等との整合を図りながら概ね 5 年ごとに見直しを行うものとします。



第2編 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状

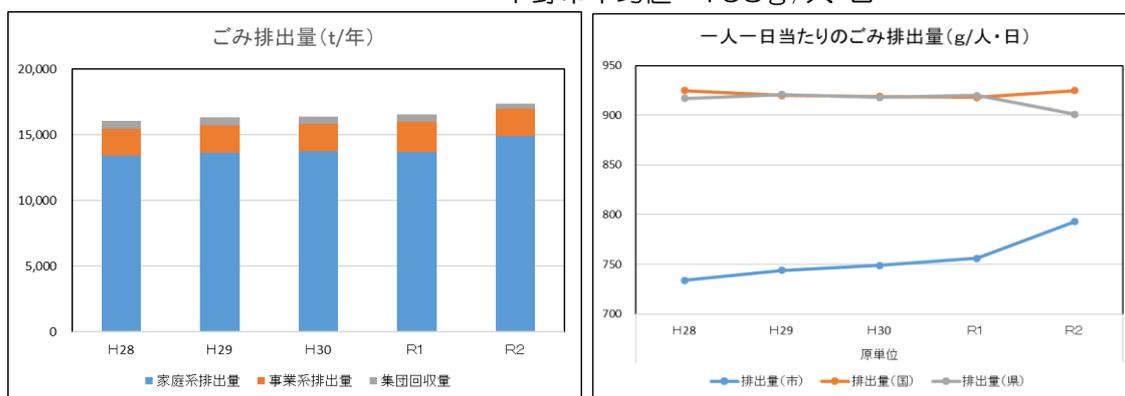
1) ごみ排出の実績

本市のごみ排出量は、令和元年度まで微増で推移し、令和2年度は増加に転じました。

要因の一つとして、全国的に、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、外出を控える等自宅で過ごす時間が増加していることから、家庭ごみの増加が考えられます。

なお、「一般廃棄物処理事業実態調査」(環境省)によると、令和2年度のごみ排出量の原単位の全国平均値は925g/人・日、栃木県平均値は901g/人・日となっています。これに対し、本市では793g/人・日であり、全国や栃木県の平均値と比べて低い値となります。

※令和2年度のごみ排出量の原単位
 全国平均値：925g/人・日
 栃木県平均値：901g/人・日
 下野市平均値：793g/人・日



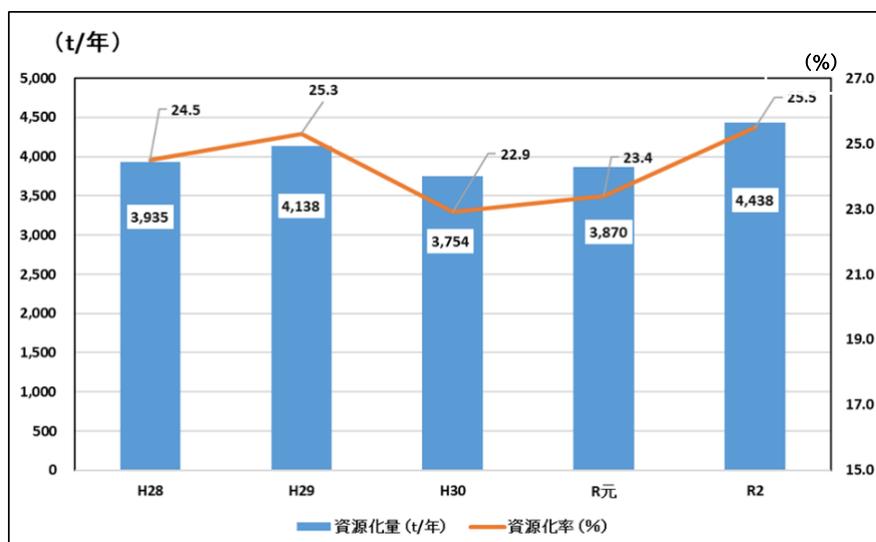
※ごみ排出量：家庭系ごみ(資源物を含む)＋事業系ごみ(資源物を含む)

2) 資源化の実績

本市において、ごみのうち資源物として処分されているものについては、行政による資源物収集と地域住民・団体等による集団回収により収集されています。

資源物収集及び集団回収により収集された資源物は、直接資源化、または民間業者等を通して資源化されます(資源化不適物は除外され、ごみとして処理・処分されます)。また、ごみとして収集されたものが施設処理を通して資源化されるケースもあり、これらの合計が「資源化量」です。

令和2年度における本市の資源化量は4,438トン、資源化率は25.5%です。資源化量・資源化率は令和元年度に減少しましたが、令和2年度は増加しました。



注1. 資源化量＝直接資源化量＋施設処理に伴う資源化量＋集団回収量

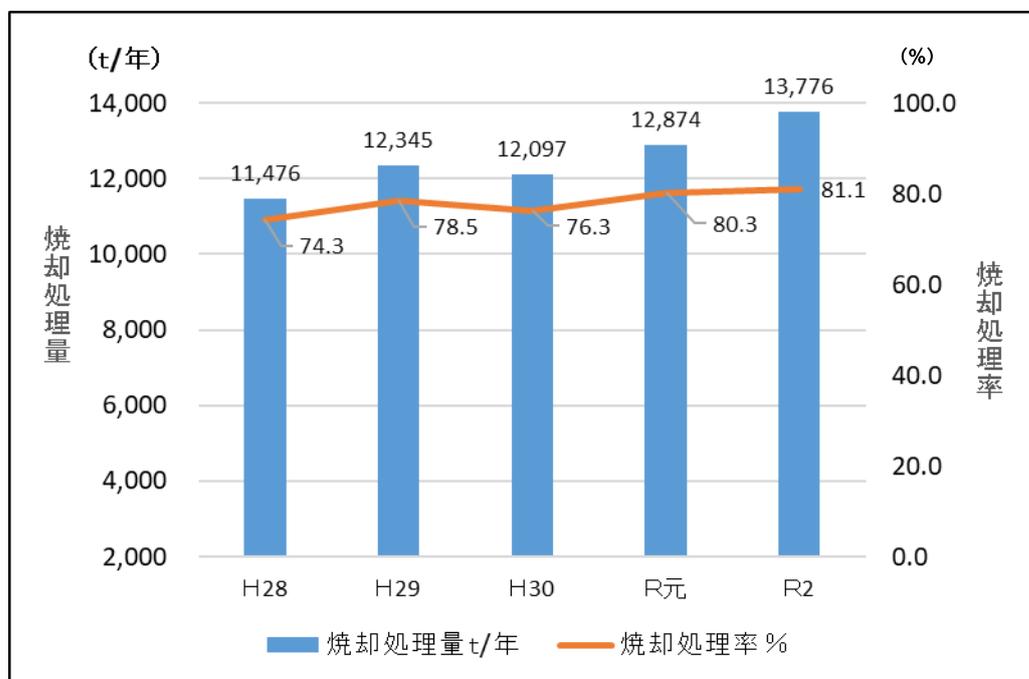
注2. 資源化率＝資源化量÷(ごみ処理量＋集団回収量)

3) ごみ処理の実績

①焼却処理量

本市で発生する燃やすごみのほか、リサイクルセンターからの可燃残渣は焼却処理されています。令和3年度時点では、ごみ処理は合併以前の体制を継続しているため、焼却は南河内・国分寺地区は小山広域の中央清掃センターで、石橋地区は宇都宮市のクリーンパーク茂原で行っています。

令和2年度における本市の焼却処理量は13,776トン、焼却処理率は81.1%です。本市の焼却処理量・焼却処理率はほぼ横ばいで推移しています。



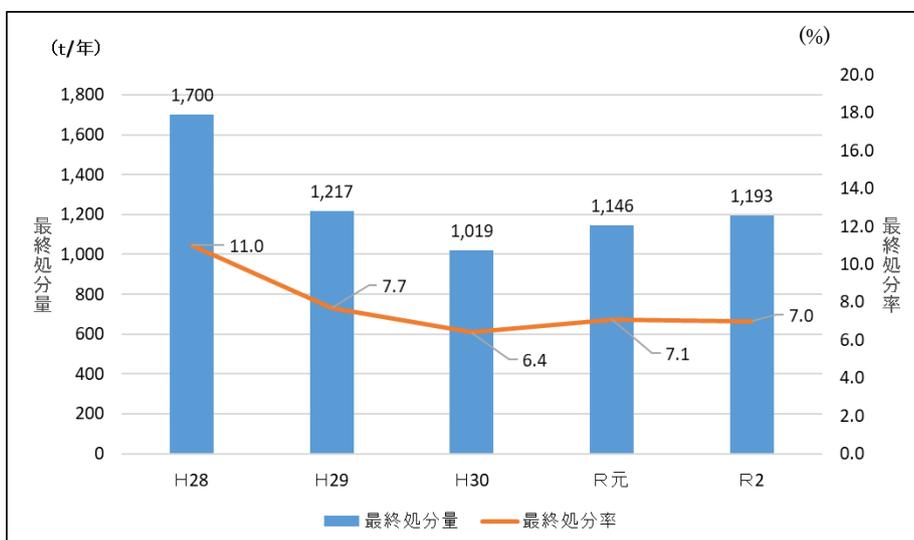
※焼却処理率：焼却処理量÷ごみ処理量

②最終処分量

焼却処理後の焼却灰及びリサイクルセンターからの不燃残渣は埋立処分を行なっています。南河内地区、国分寺地区から排出されたごみは、小山広域の施設で処理されていますが、小山広域には最終処分場がないため、民間の処分場に委託しています。

また、石橋地区は宇都宮市のクリーンパーク茂原で処理後、民間施設で処理しています。

令和2年度における本市の最終処分量は1,193トン、最終処分率は7.0%です。本市の最終処分量、最終処分率はいずれも横ばい傾向で推移しています。



※最終処分率：最終処分量÷ごみ処理量

2. ごみ処理の課題

1) 排出抑制の課題

ごみ排出量は平成 28 年度から令和元年度まで微増で推移し、令和 2 年度に増加に転じました。コロナ禍による市民の生活様式の変化によることも大きく影響されていることも原因の一つとして想定されますが、市民に対し、3Rの取り組みによるごみ減量化の協力呼びかけを継続して行う必要があります。

2) 資源化の課題

剪定枝のチップ化及び堆肥化による資源化に取り組んでいますが、前回の「一般廃棄物処理基本計画」で掲げた資源化率の数値目標を上回ることはできませんでした。また、資源物の集回回収量も減少傾向となっており資源化率の向上の取り組みが必要です。

3) 収集運搬の課題

本市では、ステーション回収により収集を行っていますが、小山広域で広域処理しているごみ区分と、宇都宮市へ委託している石橋地区の一部のごみ区分があります。このため、地区により分別品目や処理困難物の扱いも違ってきます。市民負担の公平化のためにも市内統一したごみ処理体制の構築が課題です。

また、ステーションへ排出が困難な要介護者や高齢者等への戸別収集は「声かけふれあい収集事業」として福祉部門で体制を整えましたが、対象者の認定が必要です。

4) 中間処理・最終処分の課題

本市のごみ処理は、小山広域での広域処理と宇都宮市への委託処理で行っております。ごみ処理体制の違いによる住民負担の公平性や効率化のため、小山広域による市内統一した中間処理体制を構築する必要があります。

最終処分場については、本市においても小山広域でも有していないことから、最終処分量を限りなく削減することが必要です。

3. 基本理念と基本方針

基本理念：循環型社会の構築で安心して暮らせる環境づくり

基本理念の実現を目指すための基本方針

基本方針	取組内容
ごみの発生抑制の推進	循環型社会の形成に向けて、発生するごみの量をできる限り少なくするため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務を果たし、相互に協力しながらごみの発生抑制に取組み処理・処分するごみを減量します。
資源化の推進	発生したごみは、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務を果たし、相互に協力しながら分別意識を高め可能な限り資源化を推進します。
適正な処理・処分の推進	ごみの発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R原則に基づく循環型ごみ処理体制の確立と効率的なごみ処理事業のため小山広域保健衛生組合及び宇都宮市と連携し、適正な処理・処分を推進します。

本計画では、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）の『3R』と適正かつ安全なごみ処理で、循環型社会の構築による安心して暮らせる環境づくりを基本方針とします。

4. 将来目標

1) 発生抑制目標

平成30年度から令和2年度までの3カ年平均（燃やすごみについては平成30年度実績により算出）を基準とし、家庭系ごみは、排出量の原単位（1人1日当たりのごみ排出量）を対象として、中間目標である令和8年度までに約2.5%削減、計画の目標年度（令和13年度）までに約4.4%削減を目指します。

事業系ごみは、排出量全体を対象として、中間目標である令和8年度までに約9.5%削減、計画目標である令和13年度までに約12.7%削減を目指します。

2) 資源化率

資源化率は、小山広域の一般廃棄物処理基本計画にあわせ、中間目標である令和8年度までに32%以上、計画目標である令和13年度までに34%以上を目指します。

3) 最終処分率

最終処分率は、中間目標である令和8年度までに3%以下、計画目標である令和13年度までに2%以下を目指します。

家庭系ごみ・事業系ごみの発生抑制目標

項 目		(基準値)	令和8年度 (中間目標)	令和13年度 (計画目標)
1) 発生抑制目標	排出量	729g/人・日	703g/人・日	677g/人・日
	家庭系ごみ	632g/人・日	613g/人・日 (基準比約-3%)	594g/人・日 (基準比約-6%)
	事業系ごみ	2,139t/年	1,934t/年 (基準比約-9%)	1,733t/年 (基準比約-19%)
2) 資源化率		25.6%	32%以上	34%以上
3) 最終処分率		7.7%	3%以下 (約453t/年)	2%以下 (約285t/年)

発生抑制目標を達成した場合の将来ごみ量の予測

種 別	基準値	将 来 予 測 値								
		R3年度	計 画 期 間 : R4年度~R13年度				中間目標	...	計 画 目 標	
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度				R8年度
人 口 (年度末)	60,032	59,868	59,685	59,500	59,316	59,132	58,890	...	57,621	
家 庭 系	燃やすごみ	10,092.48	9,992.48	9,892.48	9,792.48	9,692.48	9,592.48	9,492.48	...	8,892.48
	燃えないごみ	993.89	991.17	988.15	985.08	982.04	978.99	974.98	...	953.97
	資源ごみ	2,532.07	2,525.15	2,517.43	2,509.63	2,501.87	2,494.11	2,483.90	...	2,430.38
	粗大ごみ	156.30	155.87	155.40	154.91	154.44	153.96	153.33	...	150.02
	有害ごみ	70.87	70.68	70.46	70.24	70.02	69.81	69.52	...	68.02
計	13,845.61	13,735.35	13,623.92	13,512.34	13,400.85	13,289.35	13,174.21	...	12,494.87	
事 業 系	燃やすごみ	1,997.54	1,964.21	1,930.88	1,897.55	1,864.22	1,830.89	1,797.54	...	1,597.54
	燃えないごみ	61.38	61.21	61.03	60.84	60.65	60.46	60.21	...	58.91
	資源ごみ	12.09	12.06	12.02	11.98	11.95	11.91	11.86	...	11.60
	粗大ごみ	67.59	67.41	67.20	66.99	66.78	66.58	66.30	...	64.88
	有害ごみ	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.30	...	0.30
小計	2,138.91	2,105.20	2,071.44	2,037.67	2,003.91	1,970.15	1,936.21	...	1,733.23	
ご み 処 理 量	燃やすごみ	12,090.02	11,956.69	11,823.36	11,690.03	11,556.70	11,423.37	11,290.02	...	10,490.02
	燃えないごみ	1,055.27	1,052.38	1,049.18	1,045.92	1,042.69	1,039.45	1,035.19	...	1,012.88
	資源ごみ	2,544.16	2,537.21	2,529.45	2,521.61	2,513.82	2,506.02	2,495.76	...	2,441.98
	粗大ごみ	223.89	223.28	222.60	221.90	221.22	220.54	219.63	...	214.90
	有害ごみ	71.18	70.99	70.77	70.55	70.33	70.12	69.82	...	68.32
合計	15,984.52	15,840.55	15,695.36	15,550.01	15,404.76	15,259.50	15,110.42	...	14,228.10	
集団回収	494.60	493.25	491.74	490.22	488.70	487.18	485.19	...	474.74	

※基準値：①燃やすごみは、平成30年度実績により算出。

②燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみは、直近3カ年（H30～R2年度）平均により算出。

5. 減量化・資源化施策の展開

1) 発生抑制・資源化のための施策

廃棄物の発生抑制と資源としての再利用・再生利用など、環境負荷の少ないまちづくりのため、①発生抑制（リデュース）、②再利用（リユース）、③再生利用（リサイクル）の『3R』と適正かつ安全なごみ処理で、循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・行政それぞれの立場で、ごみの発生抑制・資源化を推進します。

①市民、事業者、行政の協働・連携の推進

- ・啓発の充実
- ・環境教育の推進
- ・イベントやキャンペーンの実施
- ・事業者への減量・資源化の指導
- ・ごみ減量化・資源化のポスターの募集

②発生・排出抑制

- ・ごみを出さないライフスタイルの啓発
- ・生ごみの減量化の推進
- ・指定ごみ袋導入と家庭系ごみ処理の有料化の検討
- ・エコ（ショップ&オフィス）認定制度の普及推進
- ・店頭回収の促進

③再利用

- ・リサイクル情報の提供
- ・リユース製品、リサイクル製品の活用
- ・粗大ごみの修理・再生による再利用

④分別収集・中間処理による資源化

- ・集団回収の推進
- ・分別排出の徹底
- ・公共施設を活用した拠点回収システムの推進
- ・中間処理による資源化の推進

2) 適正処理のための施策

ごみの収集運搬から中間処理、最終処分、再生利用までのごみ処理システムの構築にあたっては、「リサイクルの推進」「環境負荷が少ない」「コストを抑える」の3つの要素のバランスを考慮して、適正処理を行うものとします。

①収集運搬計画

- ・分別収集内容の統一
- ・有害物の分別収集の強化
- ・効率的な収集運搬体制の構築
- ・高齢化社会への対応

②中間処理計画

- ・現在の処理体制の調整と新処理体制の検討
- ・更なる資源化

③最終処分計画

- ・最終処分量の削減
- ・将来の最終処分のあり方

④災害廃棄物の処理計画

- ・災害廃棄物の一時仮置き場の確保
- ・広域的な連携による災害廃棄物処理体制の確保

⑤その他の処理計画

- ・不法投棄ごみ対策
- ・プラごみゼロ宣言に伴う新たな取組の検討

3) ごみ処理の主体

本市の収集運搬から再生利用までの処理主体を次表に示します。処理主体は、南河内・国分寺地区と石橋地区とで相違があるため、段階的な一本化を検討しながら、小山広域での統一処理に向けて協議していきます。

令和3年度時点のごみ処理体制

区 分	処 理 主 体			
	収集・運搬	中間処理	最終処分	備 考
燃やすごみ（国分寺・南河内地区）	市（委託）	小山広域	民間委託	民間委託（一部資源化）
燃やすごみ（石橋地区）	市（委託）	宇都宮市	民間委託	R9年度より小山広域
不燃ごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	民間委託	民間委託（資源化）
プラ容器包装（市内全地区）	市（委託）	小山広域	—	指定法人（資源化）
資源物（市内全地区）	市（委託）	小山広域	—	民間委託/指定法人（資源化）
有害ごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	—	民間委託（一部資源化）
粗大ごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	民間委託	民間委託（一部資源化）

令和9年度以降（小山広域保健衛生組合の新規焼却施設整備完了後）のごみ処理体制

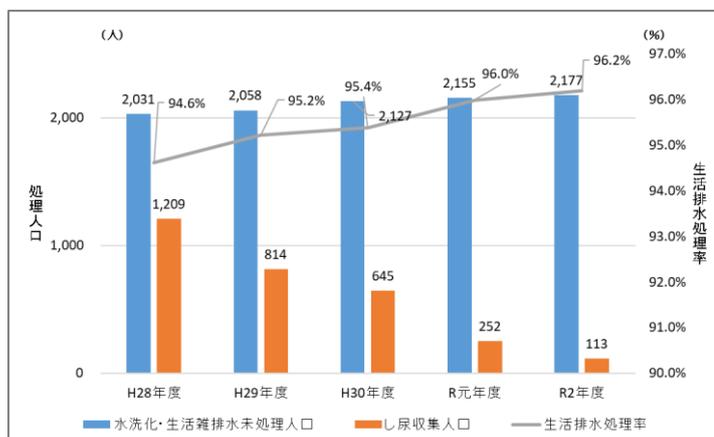
区 分	処 理 主 体			
	収集・運搬	中間処理	最終処分	備 考
燃やすごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	民間委託	民間委託（一部資源化）
不燃ごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	民間委託	民間委託（資源化）
プラ容器包装（市内全地区）	市（委託）	小山広域	—	指定法人（資源化）
資源物（市内全地区）	市（委託）	小山広域	—	民間委託/指定法人（資源化）
有害ごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	—	民間委託（一部資源化）
粗大ごみ（市内全地区）	市（委託）	小山広域	民間委託	民間委託（一部資源化）

第3編 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の状況

令和2年度末における本市の水洗化・生活雑排水処理人口は57,763人、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）は2,177人、し尿収集人口は113人であり、生活排水処理率（行政人口に占める水洗化・生活雑排水処理人口の比率）は96.2%です。

水洗化・生活雑排水処理人口は増加傾向で推移しており、これに伴い生活排水処理率も増加傾向で推移しています。



注1. 各年度末現在の処理人口、生活排水処理率を示します。

2. 生活排水処理率 = (公共下水道人口 + 農業集落排水処理施設人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政人口

2. 生活排水処理の課題

下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水を未処理のまま河川等へ排出する量は今後も減少していくものと予想されますが、生活雑排水による環境負荷の軽減を図るため、なお一層の生活排水対策を推進する必要があります。

○公共下水道等の整備の推進

公共下水道の整備推進と整備済の地区や農業集落排水区域における接続率の向上を図ります。

○合併処理浄化槽の普及

公共下水道または農業集落排水処理施設等の集合処理区域外や、公共下水道計画処理区域内にあっても施設の供用開始までに期間を要する区域については、合併処理浄化槽の整備により、し尿汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

○し尿処理施設の適正な維持・管理

し尿・浄化槽汚泥の処理に関しては、現時点では特に問題はないため、今後もし尿処理施設の適正運転・適正処理を継続しながら、現行のシステム・体制の維持を図ります。

○将来のし尿・浄化槽汚泥の減量に合わせた収集・運搬体制の見直し

公共下水道等の整備に伴い、将来のし尿・浄化槽汚泥の減量が予測されるため、収集・運搬の効率化について検討します。

3. 基本理念と基本方針

基本理念：生活排水処理の充実で、安全・快適に住み続けられるまちづくり

基本理念の実現を目指すための基本方針

○公共下水道・特環下水道の整備を推進します。

○下水道未整備区域における合併処理浄化槽設置支援を進めます。

下水道事業の汚水適正処理構想（平成 28 年度から平成 37 年度）では、公共下水道区域と合併浄化槽区域を区別し、汚水処理施設の未整備地区について、経済比較を基本に地域の状況に応じた各種汚水処理施設の整備を推進します。また、農業集落排水事業の処理施設維持管理費削減対策として、公共下水道への接続を検討するとともに、コスト軽減及び下水道管の長寿命化により、維持管理の適正化を図ります。

また、持続的な汚水処理システムの構築に向けた農業集落排水の公共下水道への統合については、今後計画的に推進していくこととし、併せて、公共下水道施設の長寿命化及び耐震対策についても推進していきます。

4. 将来目標

公共下水道や農業集落排水処理施設等によるし尿及び生活雑排水の処理率(生活排水処理率)は、令和 2 年度で 96.2%となっています。

将来の数値目標として、最終的には生活排水処理率 100%を目指します。

項 目	実績値	目 標 値		
	令和 2 年度	中間目標 (令和 8 年度)	計画目標 (令和 1 3 年度)	最終目標
生活排水処理率	96.2%	98.1%	99.4%	100%

注 生活排水処理率＝(公共下水道人口＋農業集落排水処理施設人口＋合併処理浄化槽人口)÷行政人口

5. し尿等の処理計画

1) 生活排水処理計画

公共下水道については、今後も公共下水道計画に基づき整備を推進しつつ接続促進に努めます。

下水道計画及び農業集落排水処理施設の処理対象区域以外の住宅や、単独処理浄化槽が残っている家庭や汲み取りを行っている家庭については、区域によって設置費の一部を補助するなど、合併処理浄化槽への転換を促進し、年度ごとに15基以上の設置を目指します。

2) 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は現行どおり許可業者により行います。

今後は、し尿等の収容量の減少が見込まれることから、車両・人員の合理的な配置、収集経路の適正化を推進することにより、効率的な収集運搬体制を今後も維持するものとします。

3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理及び最終処分は、今後も小山広域により適正に行うこととし、本市は小山広域の処理計画に協力するものとします。

また、高速堆肥化施設による堆肥化を今後も継続するとともに、堆肥の有効利用を図ります。

4) その他の計画

生活排水が水環境に及ぼす影響について市民一人ひとりが認識し、負荷の軽減に努めるよう広報・啓発活動を展開します。また、市のホームページや広報、パンフレットなどにより、水環境の現状や保全の取り組み等についての情報を広く提供します。

このほか、生活雑排水の対策は、公共用水域の水質保全だけでなく、身近な水路・側溝等の水質改善による生活環境の快適化・美化等にもつながるため、市民に対して各家庭での生活排水対策を進めることの大切さについての啓発を今後も継続します。

一般廃棄物処理基本計画 概要版

発行年月： 令和4年3月

令和5年3月改訂

編集：下野市 市民生活部 環境課

〒329-0492 栃木県下野市笹原26番地

TEL0285-32-8898 FAX0285-32-8609

E-Mail kankyou@city.shimotsuke.lg.jp